



# 島根県報

平成25年2月19日（火）

号外第13号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

（障がい福祉課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）

## 1 規則の概要

- (1) 公共車両等の範囲に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものに限る。）を追加することとした。（第10条関係）
- (2) 公共的施設及び特定公共的施設の対象となる施設に公共用歩廊を追加することとした。（別表第1関係）
- (3) 公共的施設及び特定公共的施設の整備基準について所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- (4) (3)に伴う様式の整備（様式第2号その1・様式第2号その2・様式第2号その6関係）

## 2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第2号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第10条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものに限る。）

別表第1の1の表病院等の項及び集会場の項特定公共的施設の欄中「すべて」を「全て」に改め、同表社会福祉施設等の項公共的施設の欄の2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「、同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設」を削り、同項特定公共的施設の欄中「すべて」を「全て」に改め、同表図書館等の項特定公共的施設の欄中「すべて」を「全て」に改め、同表金融機関の施設の項公共的施設の欄の2中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改め、同欄の4中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券会社」を「金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」に改め、同項並びに同表通信施設の項、公共交通機関の施設の項、公衆便所の項、官公庁の施設の項、火葬場の項及び学校等の項特定公共的施設の欄中「すべて」を「全て」に改め、同表に次のように加える。

公共用歩廊	公共用歩廊	全ての施設
-------	-------	-------

別表第1の2の表道路の項及び海岸の項特定公共的施設の欄中「すべて」を「全て」に改める。

別表第2の1の表中注以外の部分を次のように改める。

## 別表第2（第3条関係）

## 1 建築物

整備項目	整備基準
1 廊下その他 これに類する	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

もの（以下「廊下等」という。）	イ 駐車場、学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端又は下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。
2 階段	利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。 ア 踊場を除き、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。こと。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 カ 駐車場、学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、段がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。
3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	利用者の用に供する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。こと。 エ 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。 オ 駐車場、学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合は、この限りでない。
4 便所	(1) 利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の便所は、次に定める構造（用途面積が1,000平方メートル未満の公共的施設（公衆便所を除く。）にあつては、アの(イ)及びウの(イ)に定める構造）とすること（共同住宅等を除

	<p>く。)</p> <p>ア 1以上の便房は、次に定める構造であること。</p> <p>(7) 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用できるような十分な空間を確保すること。</p> <p>(4) 腰掛便座及び手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ アに定める構造の便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。</p> <p>(7) 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとする。</p> <p>(2) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所のうち1以上の便所には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること(共同住宅等を除く。)</p> <p>(3) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、飲食店(用途面積が300平方メートル以上のものに限る。)、公共交通機関の施設、公衆便所及び官公庁の施設にあっては、利用者の用に供する便所のうち1(男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1)以上の便所には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等又は公共交通機関の施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち1(男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1)以上の便所には乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(5) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、公共交通機関の施設又は官公庁の施設で用途面積が2,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち1(男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1)以上の便所には洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>
5 駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けること(学校等(特別支援学校を除く。))及び共同住宅等を除く。)</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
6 敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、次に定める構造であること。</p> <p>(7) 手すりを設けること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易</p>

	<p>に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p>
<p>7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）</p>	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を、移動等円滑化経路にすること（学校等（特別支援学校を除く。）を除く。）。</p> <p>ア 建築物に、利用者の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（13の項のウの(ア)の規定により設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、160センチメートル（共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車椅子使用者の利用上支障のないものにあつては、120センチメートル）以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること（共同住宅等を除く。）。</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつ</p>

ては90センチメートル以上とすること。

- (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- (ロ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（カに定める構造のものを除く。(ウ)及び(ク)において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とし、当該エレベーターの付近に、その旨を見やすい方法により表示すること（共同住宅等を除く。）。

- (ア) 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- (イ) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (ロ) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (ハ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- (ニ) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (ホ) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (ヘ) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- (ウ) 用途面積が1,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあつては、(ア)から(ヘ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること（駐車場に設けるものを除く。）。
  - a 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
  - b 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
  - c 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

- (ク) 用途面積が2,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあつては、(ア)から(ウ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。
  - a 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。
  - b 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
  - c 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。
  - d 籠内には、手すりを設けること。

カ 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とし、当該エレベーターその他の昇降機の付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。

キ 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。

	<p>(ア) 幅は、160センチメートル（共同住宅等及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設にあっては、120センチメートル）以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ) 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>(オ) 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>    a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>    b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>    c 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) (1)のオに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のキに定めるところによることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)のオ中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
8 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくはカに定める構造のエレベーターその他の昇降機、4の項に定める構造の便所又は5の項の(2)に定める構造の車椅子使用者用駐車施設の配置について、文字等と地色の明度の差が大きい色とすること等により読みやすく表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくはカに定める構造のエレベーターその他の昇降機又は4の項に定める構造の便所の配置について、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>
9 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から8の項の(2)に定める構造の設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のものである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>    ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものを</p>

	<p>いう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(7) 車路に近接する部分</p> <p>(4) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分(1の項のイのただし書に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>
10 浴室	<p>病院等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあつては、1(男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1)以上の浴室(共同のものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 脱衣室及び洗い場の出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>ウ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>
11 客席	<p>(1) 興行場等又は集会場で固定式の椅子の席の数が500以上のものには、車椅子使用者が客席として利用できる部分(以下「車椅子使用者用客席部分」という。)及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床の表面は、平たんとし、かつ粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p> <p>エ 車椅子使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、次に定める構造であること。</p> <p>(7) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(4) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(7) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 車椅子使用者用客席部分は、当該車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る経路((3)に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
12 授乳所その他これに類するもの(以下「授乳所等」という。)	<p>興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、体育施設又は図書館等で用途面積が3,000平方メートル以上のもの、母子福祉施設及び官公庁の施設のうち地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所又は同法第18条第1項に規定する市町村保健センターにあつては、次に掲げる設備を備えた授乳所等を設けること。</p> <p>ア 乳幼児用ベッドその他これに類するもの</p>



	イ 手洗い設備 ウ 給湯器 エ 椅子
13 客室	<p>宿泊施設で客室の数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、7の項の(2)のイに定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 次に定める構造の便所を設けること。</p> <p>(ア) 便所内に4の項の(1)のアに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>(イ) 便所内に4の項の(1)のウに定める構造の洗面器を設けること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>エ 次に定める構造の浴室を設けること。</p> <p>(ア) 脱衣室及び洗い場の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>(イ) 10の項のイ及びウに定める構造とすること。</p>
14 更衣室及びシャワー室	<p>体育施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 壁には、手すりを設けること。</p> <p>エ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>
15 レジ通路 (商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。)及び改札口	<p>1以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p>

別表第2の2の表を次のように改める。

## 2 道路

整備項目	整備基準
1 歩道	<p>歩道は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>2 有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては350センチメートル以上、その他の道路にあつては200センチメートル以上とすること。</p> <p>3 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>4 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。</p> <p>5 横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむ</p>

	<p>を得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>イ 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。ただし、当該縁端のうち、視覚障害者誘導用ブロックの敷設その他の必要な措置をし、視覚障害者の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼさないと認められる部分については、この限りでない。</p> <p>6 鉄道等の交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設に至る歩道及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>7 視覚障害者誘導用ブロックは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 材料は、歩行性及び耐久性に優れたものを用いること。</p> <p>イ 色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比や明度差が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できるものとする。</p>
2 横断歩道橋	<p>横断歩道橋を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>3 階段には回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>4 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>5 床面において20ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。</p>
3 地下横断歩道	<p>地下横断歩道を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>3 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、地下横断歩道及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>4 出入口（入口から出口が見通せないものに限る。）の床面において100ルクス以上、階段及び通路の床面において50ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。</p> <p>5 階段、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。</p>

別表第2の6の表を次のように改める。

#### 6 建築物以外の路外駐車場

整備項目	整備基準
駐車場	<p>1 駐車場には、車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>2 車椅子利用者用駐車施設は、4に定める構造の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>3 車椅子利用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>4 1以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>5 傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90</p>

	<p>センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p>
--	--

様式第1号中「車いす使用者用駐車台数」を「車椅子使用者用駐車台数」に改める。

様式第2号その1の2の表を次のように改める。

## 2 建築物の整備状況

[記入上の注意]

- 用途・面積等により整備項目について整備基準の適用を受けない場合は、整備項目欄の[除外]に○を付けてください。
- 備考欄については、用途・面積等により整備基準欄の各整備基準の適用を受けない場合は「除外」に、別表第2の1の表各項におけるただし書に該当する場合は「免除」に○を付けてください。

整備項目	整備基準	整備状況	備考		
廊下等	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否			
	2 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接する廊下等の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除		
階段	1 手すりの設置（踊場を除く。）	適・否			
	2 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否			
	3 識別しやすい段の色	適・否			
	4 つまずきの原因となるものを設けない構造	適・否			
	5 主たる階段における回り階段の禁止	適・否	免除		
	6 段がある部分の上端又は下端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除		
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1 手すりの設置	適・否	除外		
	2 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否			
	3 識別しやすい路面の色	適・否			
	4 両側に5cm以上の側壁の設置	適・否			
	5 傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除		
便所	1 用途面積1,000㎡未満の場合	(1) 腰掛便座及び手すり等を適切に配置した便房の設置	適・否	除外	
		(2) 操作が容易な給水栓を設けた洗面器の設置	適・否		
	2 用途面積1,000㎡以上の場合及び公衆便所	(1) 車椅子使用者用便房の構造	ア 十分な空間の確保	適・否	除外
			イ 腰掛便座及び手すり等の配置	適・否	
		(2) 車椅子使用者用便房を設置した旨の表示	適・否		
		(3) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否	
			イ 操作が容易な給水栓の設置	適・否	

	3	床置き式小便器等及び手すりの設置	適・否	除外	
	4	乳幼児を置くことができる設備の設置及びその旨の表示	適・否	除外・免除	
	5	乳幼児のおむつ替えができる設備の設置及びその旨の表示	適・否	除外	
	6	洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示	適・否	除外	
駐車場 [除外]	1	車椅子使用者用駐車施設の設置	台分		
	2	車椅子使用者用	(1) 幅350cm以上	cm	
		駐車施設の構造	(2) 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
			(3) 駐車場に通ずる出入口に近い位置への設置	適・否	
敷地内の通路	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否		
	2	段の構造	(1) 手すりの設置	適・否	
			(2) 識別しやすい段の色	適・否	
			(3) つまずきの原因となるものを設けない構造	適・否	
	3	傾斜路の構造	(1) 手すりの設置	適・否	除外
			(2) 識別しやすい踏面の色	適・否	
			(3) 両側に5cm以上の側壁の設置	適・否	
	移動等円滑化経 路 [除外]	1	階段又は段の禁止	適・否	免除
		2	出入口	(1) 幅80cm以上	cm
(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸				適・否	除外
(3) 戸の前後に高低差がないこと。				適・否	除外
3		廊下等	(1) 幅160cm以上（用途面積が2,000㎡未満の公共的施設等の場合は、120cm以上）	cm	除外
			(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	適・否	
			(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
			(4) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
4		傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）	(1) 幅120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm	
			(2) 勾配1/12以下（高低差が16cm以下の場合は、1/8以下）	1/	
			(3) 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	除外
5		エレベーター	(1) 利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階への停止	適・否	除外
			(2) 籠及び昇降路の出入口の幅80cm以上	cm	
	(3) 籠の奥行き135cm以上		cm		
	(4) 乗降ロビーの幅及び奥行き150cm以上		cm		
	(5) 乗降ロビーは高低差がないこと。		適・否		
	(6) 籠内及び乗降ロビーにおける車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置		適・否		
	(7) 籠内における停止階及び現在位置の表示装置		適・否		

		の設置			
		(8) 乗降ロビーにおける到着する籠の昇降方向の表示装置の設置	適・否		
		(9) 用途面積1,000㎡以上の場合	ア 籠内における到着階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	適・否	除外
			イ 籠内及び乗降ロビーにおける視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置	適・否	
			ウ 籠内又は乗降ロビーにおける籠の昇降方向を音声で知らせる装置の設置	適・否	
		(10) 用途面積2,000㎡以上の場合	ア 籠の幅140cm以上	cm	除外
			イ 車椅子の転回に支障がない構造	適・否	
			ウ 戸の開閉状況を確認することができる鏡の設置	適・否	
			エ 籠内への手すりの設置	適・否	
		(11) (1)から(10)までのエレベーターがある旨の表示	適・否		
6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等	(1) エレベーターの場合	ア 籠の定格速度15m毎分以下	適・否		
		イ 籠の床面積2.25㎡以下	適・否		
		ウ 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適・否		
		エ 籠の幅70cmかつ奥行き120cm以上	cm× cm		
		オ 乗降方向に応じた籠寸法の確保	適・否		
	(2) エスカレーターの場合	ア 階段の定格速度30m毎分以下	適・否		
		イ 2枚以上の階段を同一面とした部分の先端への車止めの設置	適・否		
		ウ 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	適・否		
		(3) (1)又は(2)のエレベーター又はエスカレーターがある旨の表示	適・否		
	7 敷地内の通路	(1) 幅160cm以上(用途面積が2,000㎡未満の公共的施設等の場合は、120cm以上)	cm		

		(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	適・否			
		(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外		
		(4) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外		
		(5) 排水溝の設置の禁止	適・否	免除		
	(6) 傾斜路の構造	ア 幅120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm			
		イ 勾配1/12以下（高低差が16cm以下の場合は、1/8以下）	1/			
		ウ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	除外		
案内設備	1	エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	適・否	免除		
	2	点字等により視覚障害者に示すための設備の設置	適・否	免除		
案内設備までの経路	1	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導設備の設置	適・否	免除		
	2	車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設	適・否	免除		
	3	段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分への点状ブロック等の敷設	適・否	免除		
浴室 [除外]	1 脱衣室及び洗い場の出入口	ア 幅80cm以上	cm			
		イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否			
		ウ 戸の前後に高低差がないこと。	適・否			
	2	脱衣室、洗い場及び浴槽	手すりの設置	適・否		
	3	操作が容易な給水栓の設置	適・否			
客席 [除外]	1	車椅子使用者用客席部分及び集団補聴装置の設置	有・無			
	2 車椅子使用者用客席部分の構造	(1)	幅90cmかつ奥行き110cm以上	cm× cm		
		(2)	表面は、平たんかつ粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否		
		(3)	水平な床	適・否		
		(4)	車椅子使用者用客席部分である旨の表示	適・否		
	3 出入口から車椅子使用者用客席部分に至る通路	(1)	幅120cm以上	cm		
		(2) 傾斜路及び踊場の構造	ア	勾配1/12以下（高低差が16cm以下の場合は、1/8以下）	1/	除外
			イ	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	除外
	ウ	手すりの設置	適・否	除外		
	4	出入口に近い位置への車椅子使用者用客席部分の設置	適・否			

授乳所等 [除外]	1 乳幼児用ベッドその他これに類するものの設置		適・否		
	2 手洗い設備の設置		適・否		
	3 給湯器の設置		適・否		
	4 椅子の設置		適・否		
客室 [除外]	1 出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外	
		(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外	
	2 十分な床面積の確保		適・否		
	3 便所の構造	(1) 車椅子使用者用便所の構造	ア 十分な空間の確保	適・否	
			イ 腰掛便座及び手すり等の設置	適・否	
		(2) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否	
			イ 操作が容易な給水栓の設置	適・否	
		(3) 便所及び便所の出入口の構造	ア 幅80cm以上	cm	
			イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
	ウ 戸の前後に高低差がないこと。		適・否		
	4 浴室の構造	(1) 脱衣室及び洗い場の出入口の構造	ア 幅80cm以上	cm	
			イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
			ウ 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	
		(2) 脱衣室、洗い場及び浴槽の構造	手すりの設置	適・否	
		(3) 操作が容易な給水栓の設置		適・否	
更衣室及びシャワー室 [除外]	1 出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否		
		(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否		
	2 十分な床面積の確保		適・否		
	3 手すりの設置		適・否		
4 操作が容易な給水栓の設置		適・否			
レジ通路及び改札口	1 幅80cm以上		cm		
	2 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。		適・否		
	3 床は、水平とすること。		適・否		

様式第2号その2を次のように改める。

## 様式第2号その2 (第4条関係)

## 施設整備項目調査 (道路)

道路の名称	道路の延長	m
道路の所在地		
道路の種類		

整備項目	整備基準	整備状況	
歩道	1 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い路面の仕上げ	適・否	
	2 歩行者の交通量が多い道路は350cm以上、その他の道路は200cm以上の有効幅員	cm	
	3 横断勾配1パーセント以下（やむを得ない場合は、2パーセント以下）	適・否	
	4 排水溝に蓋を設けること。	適・否	
	5 横断歩道等に接する歩道の部分	ア 勾配5パーセント以下（やむを得ない場合は、8パーセント以下）	適・否
		イ 車道との段差は、2cmを標準	適・否
	6 視覚障害者誘導用ブロックの構造	ア 歩行性及び耐久性に優れたもの	適・否
イ 識別しやすい色		適・否	
横断歩道橋	1 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い路面の仕上げ	適・否	
	2 階段、踊場及び傾斜路への二段式手すりの設置	適・否	
	3 回り段の禁止	適・否	
	4 階段又は傾斜路に近接する部分への点状ブロック等の敷設	適・否	
	5 照明の照度20ルクス以上	適・否	
地下横断歩道	1 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い路面の仕上げ	適・否	
	2 階段、踊場及び傾斜路への二段式手すりの設置	適・否	
	3 階段又は傾斜路に近接する部分への点状ブロック等の敷設	適・否	
	4 照明設備の照度	ア 出入口の照度100ルクス以上	適・否
		イ 階段及び通路の照度50ルクス以上	適・否
5 室内に面する部分の不燃材料による仕上げ	適・否		



様式第2号その6を次のように改める。

## 様式第2号その6 (第4条、第6条関係)

## 施設整備項目調書 (建築物以外の路外駐車場)

路外駐車場の名称		面 積	㎡
路外駐車場の所在地			

整備項目	整 備 基 準		整備状況
駐車場	1 車椅子使用者用駐車施設の設置		適・否
	2 車椅子使用者用駐車施設の構造	ア 車椅子使用者用駐車施設に通ずる出入口に近い位置への設置	適・否
		イ 幅350cm以上	cm
		ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否
	3 歩行者用の出入口の構造	ア 有効幅員80cm以上	cm
		イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造 (傾斜路を併設する場合を除く。)	適・否
	4 傾斜路 (段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造	ア 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上	cm
		イ 勾配 1 / 12以下 (高低差が16cm以下の場合は、1 / 8以下)	1 /
		ウ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否
		エ 手すりの設置	適・否

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。